#### ■ ご検討にあたってご確認いただきたい事項

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて 公的保険と民間保険の2種類があります。 民間保険は公的保険を補完する面もあることから、 公的保険の保障内容を理解したうえで、

必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度に ついてはこちら



ご検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約の しおり・約款」を必ずご覧ください。

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、 必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

#### 当冊子の表記について

- この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合が あります。
- 当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命 所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

#### 生命保険契約者保護機構に ついて

保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した死亡保険金額等が削減され ることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥っ た場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、こ の場合にも、ご契約時の死亡保険金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険 契約者保護機構までお問い合わせください。

#### 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時~正午、午後1時~午後5時 ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

#### 生命保険募集人について

生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を 行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約はお客さまからの 保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成 立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記 カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

●保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合 があります。

#### ご留意いただきたい事項

●この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。 預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象 とはなりません。

#### お問い合わせについて

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、 カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

#### **00**.0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

〔引受保険会社〕

#### ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1 www.nw-life.co.jp

〔募集代理店〕

#### 野村證券株式会社

取扱者(生命保険募集人)





## 告知コースと無告知コース

指定通貨建終身保険 指定通貨建特別終身保険 指定通貨建特別終身保険(25)



この冊子は、「商品パンフレット」「会社案内」「お客さまへの送付書類のご案内」 「WEB版で契約のしおり・約款のご案内」を一冊にまとめております。



●この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。 預金とは異なり、元本割れすることがあります。

●市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。

詳細は、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。

[引受保険会社]

[募集代理店]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

野村證券株式会社

2025年4月

## ニッセイ・ウェルス 介護終身保険〈円建/外貨建〉は

ご家族のために、資産をふやしてのこせます。さらに 認知症・介護のために、そなえることができる終身保険です。

相続税対策

#### 死亡保険金の非課税枠を活用できます

#### 非課税限度額=500万円×法定相続人の数\*

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、 他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める 法定相続人数) <相続税法第12条>」が適用されます。

介護保険金としてお受け取りの場合、介護保険金は死亡保険金の非課税枠の対象には なりません。

## お金に名前をつけてのこせます

死亡保険金受取人をあらかじめ指定できます。 そのため、財産を「のこしたい人にのこす」ことができます。

#### 契約者•被保険者









死亡保険金受取人は被保険者の3親等以内の親族をご指定いただけます。

## すぐにつかえる現金を確保できます

死亡保険金は「受取人固有の財産」として遺産分割協議の対象外\*1と なります。



遺産分割対策



- \*1 ただし、最高裁の判例において、諸般の事情を考慮して相続人間に著しい不公平が生じる場合には、 持ち戻しの対象になるとされています。
- \*2 不備のない必要書類がニッセイ・ウェルス生命に提出された場合の日数です。

# 介護費用対策

#### お受け取りいただく介護保険金は、原則、非課税です

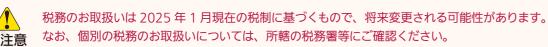
介護保険金は被保険者が生存中に前払いで受け取ることができます。

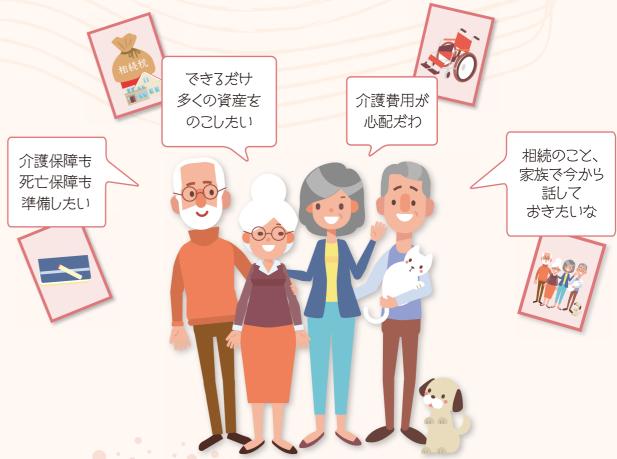
#### 介護保険金受取人 = 被保険者



被保険者の意思表示が困難であると判断される場合、 指定代理請求人は介護保険金を代理請求し 指定代理請求人の口座でお受け取りいただけます。

※指定代理請求特約の付加が必要です。





## お客さまのニーズに合わせてご選択いただけます



#### 指定通貨







## 告知の有無

#### 無告知コース

保障が (第1保険期間)

ふえるまでの期間 2年・3年 5年・10年

## 告知コース

保障が ふえるまでの期間 ご契約から すぐに

# 介護保障の有無 介護保障あり

介護保障なし



50% 100%

※ 契約年齢や介護保障の有無により、ご選択できる第1保険期間が異なります。

## ご家族のために安心のサービスがご利用いただけます

- ■保険契約者代理特約 ⊕ ご家族登録制度
- 指定代理請求特約について ………………… 🖝 21~22ページへ



この商品は、死亡保障等の準備を目的とした生命保険です。

中途解約は元本割れする可能性があります。

そのため、中途解約を前提とする運用目的のご加入はお控えください。

しいね

要介護認定を 受けていなくても

介護保険金を

受け取れるかも しれないのね

# 無告知コース・告知コースからえらべます

各コースの商品名称、 付加される特則は 右記のとおりです。

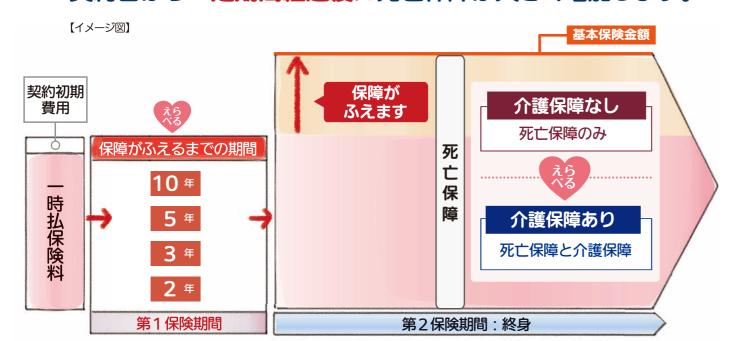
介護保障なし 無告知コース 指定通貨建特別終身保険(25)

介護保障あり 指定通貨建特別終身保険 認知症・介護保障特則付加

告知コース 指定通貨建終身保険 指定通貨建終身保険認知症・介護保険金特則付加

## 無告知コース:健康告知なし

## 契約日から一定期間経過後に死亡保障が大きく増加します。



#### 95歳まで加入可能

(91歳以上のお客さまは、介護保障なしのみのお取扱いとなります)

所定の支払事由に該当した場合に介護保険金をお受け取り

指定通貨		米ドル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		円			
契約年齢	介護保障なし	40歳~95歳 <sup>*1</sup>		40歳~90点	 <sub>表</sub> *1		
(契約日における 被保険者の満年齢)	介護保障あり	50歳~90歳* <sup>1</sup>		50歳~90歳* <sup>1</sup>			
最低一時払保険料 ※保険料単位:		20,000米ドル	20,000豪ドル	500万円	}		
100 米ドル/豪ドル、 1万円	91歳 ~ 95歳	80,000米ドル	80,000豪ドル	取扱なし	,		
保険期間		【第1保険期間】 <u>介護保障なし</u> 契約日から2年・3年・5年・10年 <u>介護保障あり</u> 契約日から3年・5年 健康告					
		【第2保険期間】第1保険期間経過後、終身			95歳まる		
					ND / C 5 9		

#### 介護保障あり

介護保険金の支払事由 ※詳細についてはP11をご覧ください。

要介護2以上の認定

所定の認知症による状態

(第2保険期間のみ)

\*1契約年齢に応じて、ご選択いただける第1保険期間が異なります。 \*2介護保障ありの場合、50歳~90歳となります。

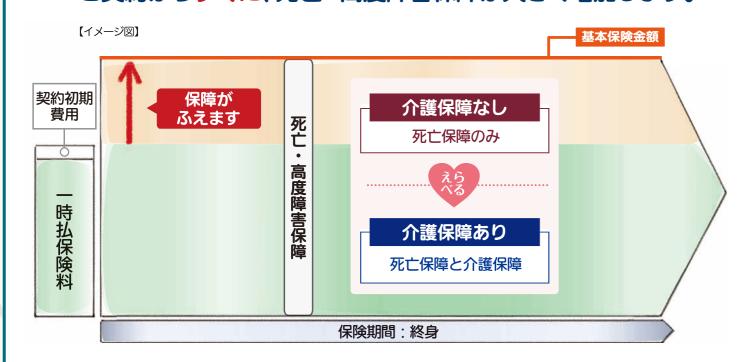
いただけます。

#### 指定通貨/契約初期費用(一時払保険料に対する割合)

円 米ドル・豪ドル 6.5%

## 告知コース:健康告知あり

## ご契約からすぐに、死亡・高度障害保障が大きく増加します。



## 90歳まで加入可能

#### リビング・ニーズ特約を付加することができます。

2.0%

指定通貨	米ドル 豪ドル 円				
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	50歳~90歳				
<b>最低一時払保険料</b> ※保険料単位:100米ドル/豪ドル、 1万円	20,000米ドル	20,000豪ドル	500万円		
保険期間		終身			

#### 介護保障あり

介護保険金の支払事由

P11をご覧ください。

※詳細については

要介護2以上の認定

いただけます。

所定の認知症による状態

所定の要介護状態

所定の支払事由に該当した場合に介護保険金をお受け取り

#### 指定通貨/契約年齢/契約初期費用(一時払保険料に対する割合)

米ドル	. 50~81歳	82歳	83歳	84歳	85歳	86歳	87~90歳		全契約年齢共通
豪ドル	6.5%	6.4%	6.3%	6.2%	6.1%	5.9%	5.7%	円	2.0%

#### • 被保険者が、今までに公的介護保険制度の要介護・要支援の認定を受けたことがある場合や公的介護保険の申請中で ある場合は、「介護保障あり」をご選択いただけません。

• 被保険者が65歳未満の場合、要介護認定を受けるには、要介護の状態になる原因が政令で定める特定疾病による ものである場合に限ります。

#### ●契約年齢と第1保険期間について 無告知コース

第	1保険期間	2年	3年	5年	10年
介記	<b>獲保障なし</b>	40歳~9	歳~90歳	40歳~75歳	
介記	<b>養保障あり</b>	取扱なし	50歳~90歳	50歳~80歳	取扱なし

## 死亡保障・介護保障のしくみ



#### シンプルに死亡保障をふやしてのこすことができます。

※ご契約時の積立利率や契約年齢、第1保険期間等により、介護保障ありの基本保険金額を下回る場合が あります。

# あり

- 所定の認知症による状態に該当された場合\*1、または 要介護2以上に認定された場合\*2、介護保険金をお支払いします。
  - \*1無告知コースの場合、第2保険期間中に限ります。
  - \*2 告知コースの場合、公的介護保険制度の要介護認定を受けていなくても、ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に なられたときはお支払いの対象となる場合があります。
- 介護保険金額は基本保険金額に対し、介護保障割合を乗じた金額となります。 介護保障割合は 10% 30% 50% 100% からご契約時にご選択いただけます。

	無告知コース	10%	介護保障あり/	/介護保障割合 50%	100%	介護保障なし
	基本保険金額の 一時払保険料比	220.0%	210.0%	200.8%	181.1%	225.0%
	基本保険金額	<b>220,052</b> 米ドル	<b>210,024</b> 米ドル	200,870米ドル	 181,133米ドル	
	介護保険金額	22,005米ドル	63,007米ドル	100,435米ドル	181,133米ドル	なし
介ii 契約 <b>4</b> <b>6</b> .!	ボージ図)	介護保障・介護保険金支払い後の死亡保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	介護保障 ・ 介護保険金支払い後の死亡保障 ・ 第	介護保障 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·····································	立金額 生涯保障
	契約日					被保険者年齢100歳*3

#### 【ご契約例】

指定通貨:米ドル

第1保険期間:5年

契約年齢(被保険者の満年齢):70歳 性別:女性

ご契約時の積立利率: 4.54%

一時払保険料:100,000米ドル

\*3以下の解約計算基準日以後の解約払戻金額は積立金額と同額となります。

	契約年齢	解約計算基準日
70歳以下	契約日からその日を含めて30年経過直後に到来する年単位の契約応当日	
	71 歳以上	被保険者年齢が100歳に到達する年単位の契約応当日

基本保険金額は、コース・介護保障割合・

第1保険期間(無告知コースのみ)に応じて変わります。

▼基本保険金額の一時払保険料比イメージ(指定通貨:米ドル、70歳女性の場合)

※カッコ内の数字は介護保険金額の一時払保険料比

	積立	第1保険	介護保障	ر ر	・護保障あり/	/介護保障割	合	
	利率	期間	なし	10%	30%	50%	100%	
	無告知	10年	239.4%		取扱	なし		
無告知		5年	225.0%	<b>220.0%</b> (22.0%)	<b>210.0%</b> (63.0%)	<b>200.8%</b> (100.4%)	<b>181.1%</b> (181.1%)	
コース	4.54%	3年	220.4%	<b>214.9</b> % (21.4%)	<b>204.7%</b> (61.4%)	<b>195.4%</b> (97.7%)	<b>175.5%</b> (175.5%)	
		2年	218.2%	取扱なし				
告知コース	4.25%	なし	201.8%	<b>197.1%</b> (19.7%)	<b>188.4%</b> (56.5%)	<b>180.5%</b> (90.2%)	<b>163.2%</b> (163.2%)	



第1保険期間中の死亡保障がふえるしくみは介護保障の有無で異なります。

第1保険期間経過後にいずれの場合も保障が大きく増加します。

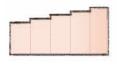
介護保障なし

保障額は、積立利率に応じて 増加します。

介護保障あり

保障額は一定の割合(逓増率)\*4 で毎年増加します。





\*4 逓増率は、被保険者の年齢に応じた 右記の率となります。

契約年齢	60歳以下	61歳~70歳	71歳~80歳	81 歳以上
逓増率	1.50%	1.00%	0.50%	0.20%

※ 介護保障割合、第1保険期間(無告知コース)の変更はできません。

• 介護保険金をお受け取りいただいた場合の保険金額は、基本保険金額から介護保険金額が差し 引かれます。

※無告知コースの場合、差し引かれる介護保険金額は、受け取った金額ではなく、死亡時の介護保険金額となります。



- P5・6 の基本保険金額や介護保険金額および一時払保険料比等は、積立利率を仮定して一定 条件により試算したものです(表示未満切り捨て)。個別の試算内容につきましては試算設計書 にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとな ります。
- 積立利率は、毎月2回(1日および16日)その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日 における利率が適用されます。詳細については、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情 報)」をご覧ください。

8

# 〈ご参考〉基本保険金額の一時払保険料比イメージ

(指定通貨:豪ドル・円)

					-1 307 200 3 1	571级州八亚山(5	- 53MMX1120	
	積立	第1保険	介護保障	ر ار	:護保障あり/	/介護保障割·	合	
	利率	期間	なし	10%	30%	50%	100%	
	// 15%	10年	221.8%		取扱	なし		
無告知		5年	209.7%	<b>205.4%</b> (20.5%)	<b>196.8%</b> (59.0%)	<b>188.8%</b> (94.4%)	<b>171.5%</b> (171.5%)	
コース		3年	205.9%	<b>201.2%</b> (20.1%)	<b>192.3%</b> (57.7%)	<b>184.3%</b> (92.1%)	<b>166.8%</b> (166.8%)	
		2年	204.1%	取扱なし				
告知 コース	3.85%	なし	188.8%	<b>184.9%</b> (18.4%)	<b>177.4%</b> (53.2%)	170.5% (85.2%)	<b>155.5%</b> (155.5%)	

## 【ご契約例】指定通貨:円 契約年齢(被保険者の満年齢):70歳性別:女性

一時払保険料: 10,000,000円

※カッコ内の数字は介護保険金額の一時払保険料と

	7			※カグコ内の数十個月後体院並織の 時拡体機構成			
	積立	第1保険	保険の介護保障の分談保障割合				
	利率	期間	なし	10%	30%	50%	100%
無告知 4.4600		10年	134.2%		取扱なし		
	1.46%	5年	131.9%	<b>130.9%</b> (13.0%)	<b>128.8%</b> (38.6%)	<b>126.8%</b> (63.4%)	<b>122.0%</b> (122.0%)
コース	1.46%	3年	131.2%	<b>130.1%</b> (13.0%)	<b>127.9%</b> (38.3%)	<b>125.9%</b> (62.9%)	<b>121.0%</b> (121.0%)
		2年	130.8%	取扱なし			
告知 コース	1.46%	なし	129.7%	<b>128.6%</b> (12.8%)	<b>126.6%</b> (37.9%)	<b>124.6%</b> (62.3%)	<b>119.9%</b> (119.9%)



- 上記の基本保険金額や介護保険金額および一時払保険料比等は、積立利率を仮定して一定条件により試算したものです(表示未満切り捨て)。個別の試算内容につきましては試算設計書にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとなります。
- 積立利率は、毎月2回(1日および16日)その時の市場金利情勢に応じて設定され、契約日における利率が適用されます。詳細については、「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご覧ください。

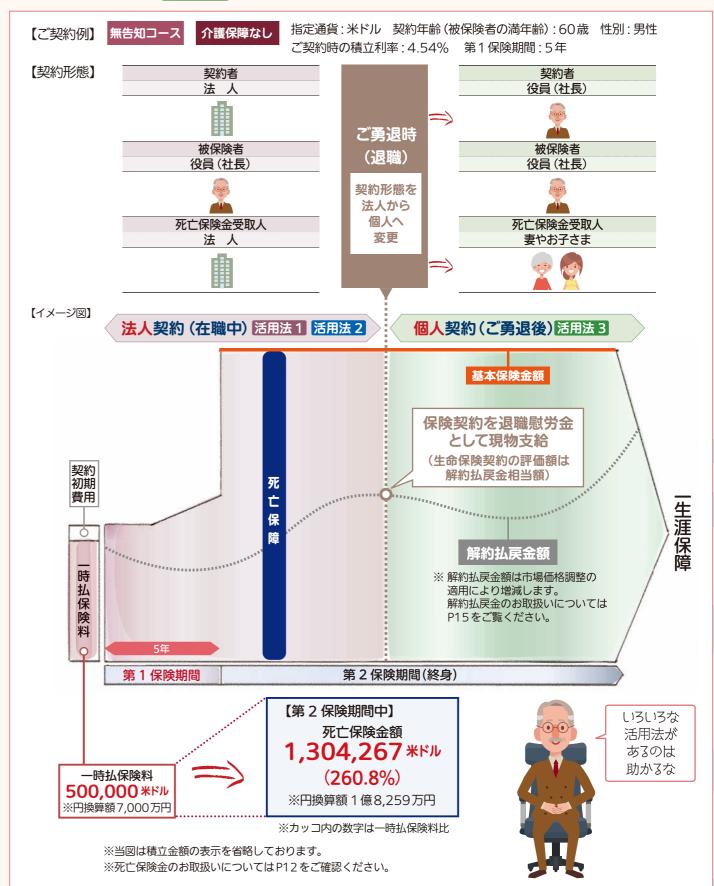
経営者の 保障のために

## 法人契約の生命保険には、様々な活用法があります

活用法 1 事業保障資金として 万一の場合の急な資金繰りに備えるために

活用法2 死亡退職金・弔慰金として のこされたご家族の生活のために

活用法3 勇退時の退職慰労金として 退職後のセカンドライフのために



相続税って

いくらかかる

のかしら?

契約初期

費用

一時払保険料

ご注意

## ふやした資産を納税資金に

【参考】相続税早見表(配偶者なし、子2人の場合)

課稅価格(基礎控除前) 相続税額 1億円 770万円 2億円 3,340万円 3億円 6.920万円 5億円 1億5,210万円 こんなにかかるのか。 きちんと用意して おかないと

※課税価格=相続財産の価額-非課税財産の価額-債務・葬儀費用の金額 ※子は18歳以上とし、孫の養子縁組はないものとします。 ※金額は総額(総額を各相続人の取得割合によって按分し、負担額が 決定します)。

【ご契約例】

【契約形態】契約者と被保険者が同一の場合

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
70歳 女性	70歳 女性	お子さま
20.0	(a),(a),(a)	

X

告知コース 介護保障なし 指定通貨:米ドル

ご契約時の積立利率: 4.25%

【イメージ図】 死亡保険金額 242,222 \*ドル 一時払保険料 (201.8%)120,000 米ドル

※円換算額3,391万円 ※円換算額1.680万円 一時払保険料比

納税資金等に

思っていた金額よりも 少ない金額で 納税資金が 準備できせうね。 余った分は 自分で何かに つかえるわ

基本保険金額 201.8% 生涯保 保険期間:終身

※当図は積立金額、解約払戻金額の表示を省略しております。

※カッコ内の数字は一時払保険料比

※死亡・高度障害保険金のお取扱いについてはP12をご確認ください。

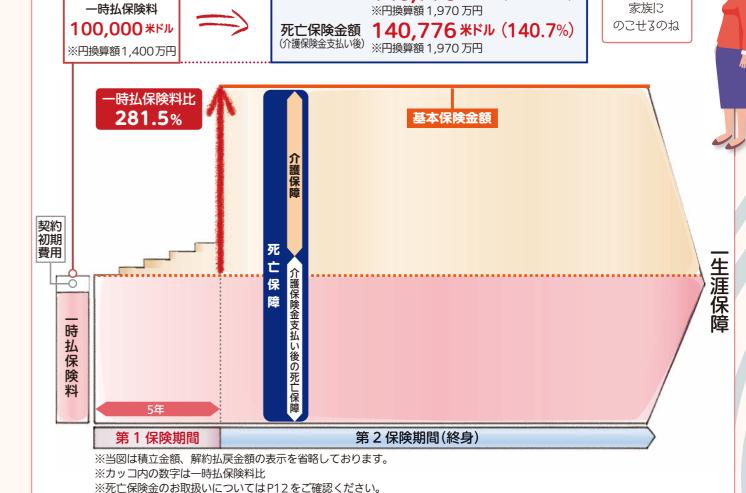
• P8・9 の税務のお取扱いは 2025 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性が あります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

ご家族のために ~ふやしてのこす~

#### ご自身のために ~ふやしてつかう~

## 相続への備えも、介護への備えも

【契約形態】契約者と被保険者が同一の場合 【ご契約例】 介護保険金受取人 無告知コース 介護保障あり 死亡保険金受取人 契約者 被保険者 (被保険者) 指定通貨:米ドル 60歳 女性 60歳 女性 60歳 女性 お子さま 介護保障割合:50% ご契約時の積立利率: 4.54% 第1保険期間:5年 【第2保険期間中】 基本保険金額 281,552 米ドル (281.5%) 自分の介護に 【イメージ図】 ※円換算額 3,941 万円 使っても、 こんなに 介護保険金額 140.776 米ドル (140.7%)



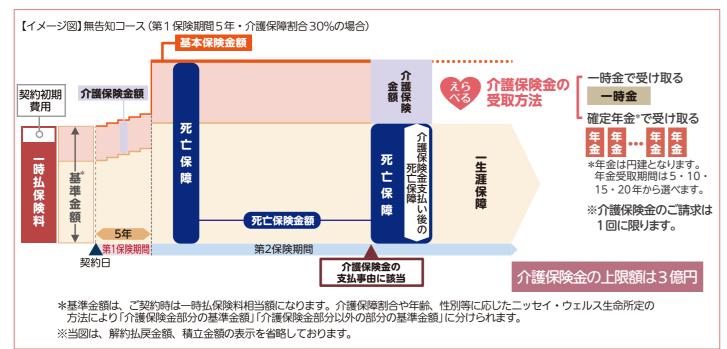
- P8・9・10 の基本保険金額や介護保険金額および一時払保険料比等は、積立利率を仮定して 一定条件により試算したものです(表示未満切り捨て)。個別の試算内容につきましては試算設計書 にてご確認ください。また、実際のご契約内容につきましては保険証券に記載されるとおりとなります。
- 為替レートは 1 米ドル= 140 円と仮定して試算しています。

12

## 介護保険金のお取扱いについて

被保険者が保険期間中に所定の認知症・要介護状態になったら 介護保険金をお受け取りいただけます。





#### ▼介護保険金の支払事由

詳細については「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

次のいずれかに該当したとき

①保険期間中に、次の(ア) および(イ) のいずれにも該当したとき

- (ア) 責任開始期以後に生まれて初めて、公的介護保険制度による要支援または要介護の認定を受け、その認定の効力が
- (イ) 責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度による要介護2以上に 該当していると認定され、その認定の効力が生じたこと
- ②第2保険期間中に、責任開始期以後に発生した傷害または疾病を直接の原因として、ニッセイ・ウェルス生命 所定の器質性認知症\*に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態に該当した日から その日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき \*脳の組織の変化による病気のこと

#### 器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態とは

器質性認知症に該当し、かつ意識障害のない状態において見当識障害がある状態

責任開始期以後に発生した傷害または疾病により、保険期間中に次のいずれかに該当したとき

①公的介護保険制度による要介護認定を受け、要介護2以上に認定されたとき

②ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態に該当し、その該当した日からその日を含めて 180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

#### ニッセイ・ウェルス生命所定の要介護状態とは

常時寝たきり状態で以下の項目に該当し他人の介護を要する状態

告知 コース

11

無告知コース



衣服の着脱が 自分ではできない できない

以下のうち2項目以上に該当 入浴が自分では 食物の摂取が 自分ではできない

排泄後の 拭き取り始末が 自分ではできない

③ニッセイ・ウェルス生命所定の器質性認知症\*に該当し、その器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定 の状態に該当した日からその日を含めて180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき \*脳の組織の変化による病気のこと

#### 器質性認知症によるニッセイ・ウェルス生命所定の状態とは

器質性認知症に該当し、かつ意識障害のない状態において見当識障害がある状態

#### ▼介護保険金の支払額

介護保険金の支払事由に該当した日における次の①②のいずれか大きい金額となります。

- ①介護保険金部分の基準金額×(100%+逓増率×契約日からの経過年数\*)
- ②介護保険金部分の解約払戻金額

• 第1保険期間(3年または5年)

- 第2保険期間
- ①基本保険金額 × 介護保障割合(ご契約時に 10% 30% 50% 100% より選択) ②介護保険金部分の解約払戻金額

告知 コース

- ①基本保険金額 × 介護保障割合(ご契約時に 10% 30% 50% 100% より選択)
- ②介護保険金部分の解約払戻金額
- \*1年未満は切り捨てとなります。

※上記の基準金額は、基本保険金額が減額された場合、その割合に応じて減額した金額となります。



責任開始期前の傷害または疾病について、責任開始期前に被保険者が医師の診療を受けたことがなく、 かつ健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、責任開始期以後の傷害または疾病と みなして取扱います(ただし、契約者または被保険者がその傷害または疾病による症状を認識または 自覚している場合を除きます)。

## 死亡保険金のお取扱いについて

被保険者が保険期間中に亡くなられたとき、死亡保険金を お受け取りいただけます。



#### ▼死亡保険金の支払額

死亡保険金は被保険者が亡くなられた日における次のいずれか大きい金額となります。

※告知コースの場合、被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態に

なられたとき、	<b>外</b> に保険金にかえ ( 高度障害保険金をお受け取りいただけま	च <u>ि</u>
	第1保険期間 (2年・3年・5年・10年のいずれか)	第2保険期間
無告知コース	介護保障なし ①一時払保険料相当額 ②積立金額 ③解約払戻金額  介護保障あり ①次の合計額 ・介護保険金額 ・介護保険金部分以外の部分の基準金額 × (100%+逓増率×契約日からの経過年数*) ※介護保険金のお支払い後は、介護保険金額を加算しません。 ②解約払戻金額	介護保障なし ①基本保険金額 ②解約払戻金額  介護保障あり ①保険金額(基本保険金額-介護保険金額) ※介護保険金のお支払いがない場合は、 基本保険金額となります。 ②解約払戻金額
告知 コース	①保険金額 (基本保険金額 — 介護保険金額) ※介護保険金のお支払いがない場合は 基本保険金額となり	Dます。

\*1年未満は切り捨てとなります。

②解約払戻金額

※上記の一時払保険料相当額・基準金額は、基本保険金額が減額された場合、その割合に応じて減額した金額となります。

## 告知と診査について 告知コース

お申込みにあたっては、被保険者の健康状態などについて、 被保険者さまご自身による告知または医師による診査を行っていただきます。 その内容をもとにニッセイ・ウェルス生命がお引き受けの査定を行います。

告 知 扱



#### 簡易告知書扱

簡易告知書のみでお申込みいただけます。



#### 詳細告知書扱

告知書(告知書扱(詳細)・健康診断書扱)に告知いただくことで お申込みいただけます。





告知書(告知書扱(詳細)・健康診断書扱)に告知いただき、 人間ドック成績表、生活習慣病予防健診結果通知書、 定期健康診断結果通知書、市区町村の特定健診結果通知書等を ご提出いただくことでお申込みいただけます。

※提出される健康診断書において、検査内容については、ニッセイ・ウェルス生命が定める項目が 含まれる場合に限ります。 また、健康診断書の有効期限は、保険金額に応じて過去6カ月以内 もしくは過去14カ月以内となります。





ニッセイ・ウェルス生命が嘱託する医師 (嘱託医) の診査を 受けることでお申込みいただけます。

※診査項目は、保険金額に関わらず一般診査のみとなります。 (原則、心電図・血液検査はありません)

詳細告知書扱、健康診断書扱、医師扱による診査の結果、特別条件付によるお引き受けとなる場合、 またはお引き受けが出来ない場合がございます。

#### ▼特別な条件

#### [特別保険料領収法]

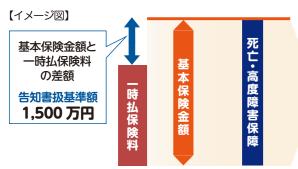
ご契約時に所定の特別保険料を別途お支払いいただくことでお引き受けすることがあります。

#### 「特定高度障害不担保法」

特定の高度障害状態になられた場合は、高度障害保険金をお支払いしないことでお引き受けする ことがあります。

#### 【告知書扱基準額】

告知書扱は、告知書扱基準額以下である場合にお申込みいただけます。





ニッセイ・ウェルス生命で、他の保険契約の 死亡保険金額等\*がある場合、告知書扱基準額に ご注意 通算されますのでご契約の前にご確認ください。

- \*過去5年以内に、今回お申込みと同一被保険者が告知書扱で 加入したものに限ります。
- ※外貨建のご契約の場合、円換算にあたっては、契約日が属する 年度のニッセイ・ウェルス生命が定める通算為替レートを用います。 ※今回のお申込みにおいて同時に複数のご契約をされる場合、 合計金額となります。

## 診査区分のご確認

#### 「告知書扱基準額」の範囲内

簡易告知書「被保険者の健康状態に関する告知事項|STEP1、STEP2 のご確認

STEP1・2のいずれにも該当されない方



簡易告知書扱



健康診断書扱

医師扱

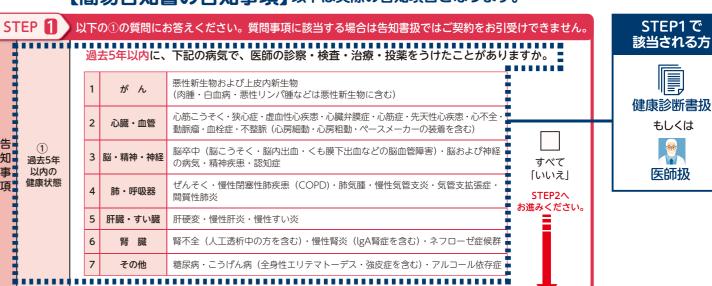
もしくは

「告知書扱基準額 |

を超過



#### 【簡易告知書の告知事項】以下は実際の告知項目となります。



STEP2で 該当される方



STEP 2 別途「告知書(告知書扱・健康診断書扱用)」をご提出ください。 最近3ヵ月以内に、医師より入院・手術・検査をすすめられたことがありますか。

以下の②③の質問にお答えください。いずれかの質問事項に該当する場合は当簡易告知書はご使用できません。

●「入院」には、検査入院・教育入院を含みます。 ●「手術」には、内視鏡、レーザー、カテーテルによる手術を含みます。 ●「検査」には、診断が確定している病気についての定期的な検査は除きます。 最近の ●「検査をすすめられた」とは、医師の診察のほか、健康診断·人間ドックをうけた結果、診断確定の ための精密検査・再検査をすすめられたことをいいます。 ※精密検査・再検査をうけた結果、医師より異常を指摘されなかった場合を除きます。 ※健康診断・人間ドックをうけた結果、経過観察を指示された方は「いいえ」に該当します。 視力(左右いずれかの矯正視力が0.3以下)、言語、そしゃく機能に障がいがありま <mark>- 身体の障がい</mark> すか。

すべて 「いいえ」 当簡易告知書を 提出ください

Q1 簡易告知書に記載の「診察」に健康診断、人間ドック、がん検診は含まれますか?



含まれません。

入院中の方を被保険者にすることはできますか?

できません。入院は一時帰宅、リハビリ入院を含み、入院予定が明らかな場合や、 余命宣告を受けている場合も同様のお取扱いとなります。

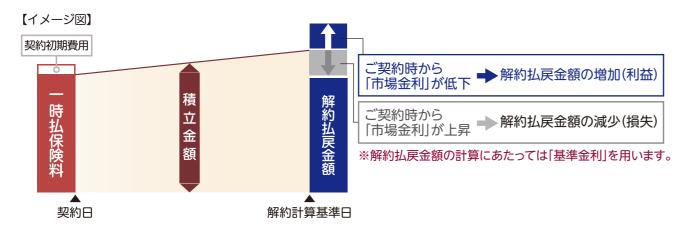
#### お客さまからの 告知に関するお問い合わせ窓口

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター **500** 0120 - 001 - 262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~ 17:00 お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため通話を 録音させていただいております。

## 解約・減額について

- ●ご契約を解約・減額された場合、解約払戻金をお受け取りいただきます。
- ●解約払戻金額は、解約計算基準日\*の積立金に市場価格調整を適用した額となります。 そのため、市場金利の変動によりその金額は増減します。 \*完備された解約請求書類がニッセイ・ウェルス生命に到着した日となります。
- ●市場価格調整とは、解約払戻金の受取等の際に、その対象となる額に対する資産の時価を 反映させる調整手法です。ご契約時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、一方、 ご契約時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。



#### ▼受取通貨および適用為替レート

解約払戻金は、指定通貨が外国通貨の場合でも円でお受け取りいただけます。

受取通貨	適用為替レート
円 (円支払特約 II を付加)	TTM (対顧客電信仲値) - 50銭



解約等の場合には、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金が一時払保険料を下回ることがあります。また、一時払保険料のうち、一部は契約初期費用(ご契約の締結等にかかる費用)にあてられることにより、解約払戻金が一時払保険料を下回ることがあります。

#### ▼減額について

基本保険金額の減額を行った場合、減額分は解約したものとして取扱い、同じ割合で積立金額および保険金額についても減額されます。減額後の基本保険金額が所定の金額以上での取扱いとなります。

#### ▼円建終身保険移行後の解約について

円建終身保険への移行後は、市場価格調整は適用されません。解約された場合、解約計算基準日の特約積立金額をお受け取りいただきます。

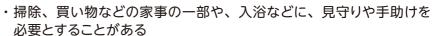
## 〈ご参考〉要介護認定の目安

■ 被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上に認定されたときに介護保険金を お支払いします。

公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安は以下のとおりです。

#### 日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態

#### ・起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを 必要とすることがある



※この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持や改善が 見込まれる人については要支援2となります。

#### 軽度の介護を必要とする状態

#### 要介護 2

要介護1

- ・起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする
- ・食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある
- ・物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある



#### 中等度の介護を必要とする状態

#### 要介護3

- ・起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない
- ・食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする
- ・認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状\*が みられることがある



#### 重度の介護を必要とする状態

#### ・起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない

#### 要介護 4

- ・座位保持に何らかの支えを必要とする
- ・食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする
- ・全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状\*が みられる



#### 最重度の介護を必要とする状態

#### 要介護 5

- ・起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、 ほとんどできない
- ・日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする
- ・意思の疎通ができないことが多い



\*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと 出典:(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)をもとにニッセイ・ウェルス生命にて作成

被保険者が65歳未満の場合、要介護認定を受けるには、要介護の状態になる原因が政令で定める下記の16種類の特定疾病によるものである場合に限ります。



①がん\*/②関節リウマチ/③筋萎縮性側索硬化症/④後縦靭帯骨化症/⑤骨折を伴う骨粗しょう症⑥初老期における認知症/⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

⑧脊髄小脳変性症 / ⑨脊柱管狭窄症 / ⑩早老症 / ⑪多系統萎縮症 / ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症 および糖尿病性網膜症 / ⑬脳血管疾患 / ⑭閉塞性動脈硬化症 / ⑮慢性閉塞性肺疾患

⑩両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

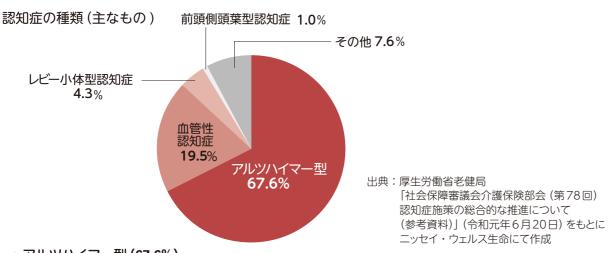
\*医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

## 〈ご参考〉器質性認知症について

■ 被保険者が**器質性認知症**に該当し、かつ、**意識障害のない**状態において**見当識障害がある** 状態\*が、その該当した日からその日を含めて 180 日以上継続していることが医師によって 診断確定されたときに介護保険金をお支払いします。

\*無告知コースの場合、第2保険期間中に限ります。

#### ●代表的な器質性認知症



• アルツハイマー型 (67.6%)

脳内にたまった異常なたんぱく質により神経細胞が破壊され、脳に萎縮が起こります。 【症状】 昔のことはよく覚えていますが、最近のことは忘れてしまいます。 軽度の物忘れから徐々に進行し、やがて時間や場所の感覚がなくなっていきます。

• 血管性認知症 (19.5%)

脳梗塞や脳出血によって脳細胞に十分な血液が送られずに、脳細胞が死んでしまう病気です。 【症状】脳血管障害が起こるたびに段階的に進行します。また、障害を受けた部位によって症状が 異なります。

• レビー小体型認知症 (4.3%)

脳内にたまったレビー小体という特殊なたんぱく質により脳の神経細胞が破壊され、起こる病気です。 【症状】現実にはないものが見える幻視や、手足が震えたり筋肉が固くなるといった症状が現れます。 歩幅が小刻みになり、転びやすくなります。

• 前頭側頭葉型認知症 (1.0%)

脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する病気です。

【症状】感情の抑制がきかなくなったり、社会のルールを守れなくなるといったことが起こります。

#### ▼ 意識障害とは

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激をうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態です。

#### ▼ 見当識障害とは

「時間」「場所」「人物」のいずれかの認識ができなくなることです。例えば、次のような場合です。

今が<u></u>をか夜かわからない

今 自分がいる場所が どこかわからない 一緒に暮らしている家族のことが 誰かわからない



## ご契約について

指定通貨		米ドル	ν	豪ドル ု	円 •		
介護保障なし 無告知		40 歳 ~ 95 歳*1			40歳~90歳*1		
契約年齢 (契約日における 被保険者の満年齢)	コース	介護保障あり	50 歳 ~ 90 歳*2				
汉体[突日07]呵千周[7	告知二	コース			50歳~90歳		
最低 最低 一時払保険料	無告知	40歳~ 90歳*³	20,000	0米ドル	20,000 豪ドル	500万円	
※保険料単位: 100米ドル/	コース	91 歳~ 95 歳	80,000	0米ドル	80,000 豪ドル	取扱なし	
100豪ドル、 1万円	告知二	コース	20,000	0米ドル	20,000豪ドル	500万円	
最高保険金額	無告知	介護保障なし	20 億円				
※円換算に あたっては、	コース	介護保障あり	18 億円			回お申込みの 本保険金額 「通算最高 保険金額	
契約日が 属する年度の ニッセイ・ ウェルス生命が 定める 通算為替レート を用います。	告知二	コース	10 億円  ※契約日から 2 年以上経過した契約については、2 億円を上限として通算には含め上限である 2 億円が控除された場合、通算最高保険金額は 12 億円となります。  ※上記の基準を満たしている場合でも、診査区分による制限があるため、ご希望のお申込みいただけない場合があります。				
保隆	<b></b>		終身				
保険料	払込方法	•	一時払のみ	<b>、(野村證券</b> 紹	経由または指定金融機関□	座への送金)	
契	約者		被保険者の3親等以内のご親族(法人契約可)				
死亡保险	<b>倹金受取</b> /	٨	被保険者の3親等以内のご親族(契約者が法人の場合は法人) ※1%単位で合計が100%となるよう複数名ご指定いただけます。				
介護保際 高度障害係	食金受取/ 呆険金受耳	-	被保険者	(契約者と死亡	に保険金受取人が法人の場	合は契約者)	
\ \tag{-100}							
-	ング・オフ					お申込みの撤回等をした場合(「告知コース」	
	その他の取扱いについて			配当金はありません。     契約者貸付および基本保険金額の増額のお取扱いはありません。     歳となります。 *2 第1保険期間が5年の場合、50歳~80歳となります。			

<sup>\*1</sup> 第1 保険期間が10年の場合、40歳~75歳となります。 \*2 第1 保険期間が5年の場合、50歳~80歳となります。

\*5 指定通貨や介護保障の有無によって、付加できない特則・特約があります。

<sup>\*3</sup> 介護保障ありの場合、50歳~90歳となります。 \*4 今回お申込みと同一被保険者が

t。 \*4 今回お申込みと同一被保険者が加入したものが対象となります。

<sup>※</sup>上記の範囲内でも、市場金利情勢等により、ご加入いただけない場合があります。

## 税金のお取扱いについて

#### ▼一時払保険料について

お払込みいただいた保険料は、払込まれた年の「一般の生命保険料控除」の対象となります。

#### ▼解約払戻金(解約差益)に対する課税

所得税 (一時所得) + 住民税の対象となります。

▼高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の保険金、介護保険金に対する課税 原則として非課税となります。

#### ▼死亡保険金に対する課税

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	税金の種類
本 人	本 人	配偶者または子	相 続 税*
本 人	配偶者または子	本 人	所得税(一時所得) + 住民税
本 人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

<sup>\*</sup>契約者 (=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠 (500 万円 × 相続税法で定める法定相続人数) <相続税法第12 条>」が適用されます。

#### ▼指定通貨が外国通貨の場合 税務取扱上の換算基準日と適用為替レート

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、 一般的に下記の基準により外貨を円に換算した上で、円建の生命保険と同様に取扱います。

	対 象	換算基準日	適用為替レート*	
	保険料	一時払保険料の受領日	TTM (対顧客電信仲値)	
解約払戻金		必要書類のニッセイ・ ウェルス生命到着日	TTM (対顧客電信仲値)	
相続税・贈与税の対象となる場合死亡		支払事由発生日	TTB(対顧客電信買相場)	
保険金	所得税の対象となる場合	支払事由発生日	TTM (対顧客電信仲値)	

<sup>\*</sup>ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

※特約の付加により円でお受け取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額(円貨でお受け取りいただいた金額)を基準とします。



- 税務のお取扱いは 2025 年 1 月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。 なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。
- で注意 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますので ご留意ください。

## リスクと費用について

#### ▼投資リスク・為替リスクについて

- この保険は解約等の場合に、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- 指定通貨が外国通貨の場合、為替相場の変動により、保険金等の受取時円換算額が、一時払 保険料や保険金等のご契約時円換算額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

#### ▼お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時の費用、保険期間中の費用の合計額です。また、外国通貨のお取扱いに必要となる費用や特定のご契約者にご負担いただく費用がかかる場合があります。

#### 【ご契約時の費用】

ご契約の締結等にかかる費用(契約初期費用)として、一時払保険料から次の金額を控除します。

指定通貨/契約年齢/契約初期費用(一時払保険料に対する割合)						
無告知	コース	告知コース				
米ドル・豪ドル	円		米ドル・豪ドル 円			
		50~81歳	6.5%	85歳	6.1%	
	2.0%(全契約年齡共通)	82歳	6.4%	86歳	5.9%	2.0%
		83歳	6.3%	87~90歳	5.7%	(全契約年齢共通)
		84歳	6.2%			

#### 【保険期間中の費用】

死亡保障や高度障害保障\*に必要な費用を毎月積立金から控除します。また、介護保障ありの場合は、 上記に加え、介護保障に必要な費用を控除します。これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等 により異なりますので、一律には記載できません。

\*無告知コースの場合、高度障害保障はありません。

なお、積立金額の計算等に用いる積立利率は、基準金利をもとに積立利率を設定する際に次の費用を差し引いています。

- 無告知コース:ご契約の締結や維持に必要な費用と死亡保障に必要な費用
- 告知コース : ご契約の締結や維持に必要な費用

#### 【外国通貨のお取扱いに必要となる費用】

外国通貨を円貨に交換する次の場合、適用される為替レートとTTM (対顧客電信仲値) \*との差額を、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

CT WILLIAM TO CREEK TO THE COURT OF THE COUR				
適用為替レート				
死亡保険金、介護保険金等を円貨で受け取る場合[円支払特約II]				
円建の年金で受け取る場合 [年金支払特約] [年金移行特約]	TTM- <b>50銭</b>			

<sup>\*</sup>TTM (対顧客電信仲値) は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。

#### 【特定のご契約者にご負担いただく費用】

- 年金移行特約による年金への移行後は、移行日の解約払戻金を特約積立金額として、費用等を 控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。また、毎年の年金受取日に年金 管理費として特約積立金から年金額の1%を上限に控除します。年金管理費は、年金受取開始時 に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。
- 円建終身保険移行特約Ⅲによる円建終身保険への移行後および年金支払特約による年金受取期間中は、費用等を控除したニッセイ・ウェルス生命の定める率により運用します。

<sup>※</sup>上記の為替レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

<sup>※</sup>外国通貨建の保険料を円貨にてご用意される際や保険料を外国通貨でお払込みになる際、また、保険金等を外国通貨でお受け取りになる際や、その通貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

## 「保険契約者代理特約⊕ご家族登録制度」「指定代理請求特約」

## について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・ 変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。



契約内容を家族にも共有したいな

契約者が認知症になっても かわりに解約の手続きが できるのはいいわ



保険契約者代理特約

ご家族登録制度

■ 契約者は、あらかじめ指定された保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。 契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、 契約者にかわり、保険契約者代理人が所定の手続きを行うことができます。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です\*。

- \*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。 なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。
- 保険契約者代理人ができるお手続き例

対象となるお手続き		★ 対象外となるお手続き
□ 保険証券再発行 □ 住所変更 □ 減額・解約 □ 死亡保険金の請求		□ 契約者・保険契約者代理人・死亡保険金受取人の変更 □ 指定代理請求人の指定・変更 □ 指定代理請求人が代理することができる手続き
(契約者が死亡保険金受取人となる場合)	等	等 

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例:解約等の出金を伴うお手続き)。



入院中で意識のない被保険者の かわりに介護保険金の請求が できるのは安心だね



指定代理請求特約

■ 被保険者が受取人となる保険金について、被保険者が保険金の請求を行う意思表示が 困難であると判断される場合などには、被保険者にかわり、あらかじめ指定された 指定代理請求人が保険金の代理請求を行うことができます。

指定代理請求人の口座で受け取ることも可能です\*1。

- \*1財産の帰属先は指定代理請求人ではなく、介護保険金受取人となります。
- 介護保険金は受取方法や受取通貨によって、お受け取りいただける□座が異なります。

【口座別のお受け取り例】	一括受取		年金受取	
受取通貨	外貨	円貨*2	外貨	円貨*2
指定代理請求人の口座			×	×
			×	0

<sup>\*2</sup> 特約を付加して外貨建の介護保険金を円で受け取る場合も含みます。

#### ご参考 各サービス概要

	いつでも	意思表示が困難な時は		
	契約内容の確認	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理	
保険契約者代理特約 ・・・ご家族登録制度 契約者のかわり	0	0	○ 契約者が受取人となる場合 (死亡保険金)	
指定代理請求特約被保険者のかわり			会報告が受取人となる場合 (介護保険金)	

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

#### ▼保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から1名指定いただきます。

※死亡保険金受取人と同一人とすることをおすすめします。

保険契約者代理人

契約者と次の関係にある人

指定代理請求人

被保険者と次の関係にある人

①戸籍上の配偶者 ②直系血族 ③兄弟姉妹

④同居または生計を一にしている3親等内の親族

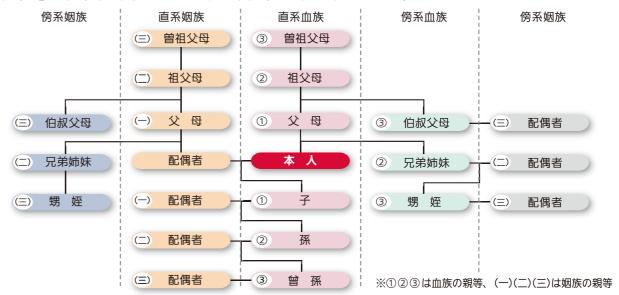
上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

⑤同居または生計を一にしている人 ⑥財産管理を行っている人 ⑦死亡保険金受取人

⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

#### 【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。





- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには 制限があります。
- 特約についてくわしくは ご契約のしおり・約款 をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2025年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の 税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

#### 無料 健康お役立ちダイヤル

ご契約後のサービス

#### 健康や 医療について 相談したい

ご利用対象者

契約者および被保険者 その同居の家族

24時間365日

相談料·通話料無料

## 24h

#### まいにち健康相談 365

経験豊かな医師、保健師、看護師などの相談スタッフが、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどに関するご相談に、きめ細かくアドバイスいたします。

**こんな時に** ご利用ください



旅行中に 熱が出た。 近くの病院を 知りたい。



## 治療法について 別の医師の 意見を聞きたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00 (日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

セカンドオピニオン受診費用無料

#### ホスピタルネットワーク

#### セカンドオピニオン手配サービス

病名などが判明している病気や症状に関して、現在の診断や今後の治療 方針・方法などについて、総合相談医(※)の意見(=セカンドオピニオン)を 対面、オンライン面談にて聞くことができます。

こんな時にご利用ください

他の治療法は ないの?



手術を すすめられた けど・・・

※主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。

#### より専門的な 治療を 受けたい

ご利用対象者

契約者および被保険者

9:00 ~ 18:00 (日曜・祝日・12/31~1/3を除く)

受診手配にかかる費用無料

#### ホスピタル

#### 受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要な場合に、 ティーペック株式会社の医療機関ネットワークからその治療を受けられる 医療機関を探し、受診手配します。

#### 【一定条件について】

- 対応できない治療法や手術方法が必要と主治医が判断
- お客さま(患者本人)がその内容を理解し、希望している
- 手配先の医療機関に、その専門分野の医師が在籍し、 患者の受入、治療が可能な場合
- ・ お客さま(患者本人)が手配先の医療機関での受診を了承している
- 主治医側も納得し、紹介状(診療情報提供書)を準備できる

健康お役立ちダイヤルの内容やお問い合わせ電話番号については、契約後、保険証券に同封されるチラシをご覧ください。

#### 【各サービスの注意事項】

#### セカンドオピニオン手配サービス/受診手配サービス

- ・サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。
- •同一診断名でのセカンドオピニオンの提供は、原則年1回とさせていただきます。また、受診手配サービスは同一診断名のご利用は1回とさせていただきます。

#### 【各サービス共通の注意事項】

- •本サービスは、業務委託先のティーペック株式会社が提供します。
- •プライバシーは厳守されますので、安心してご利用ください。ただし生命の危険等、守秘の限界を超えるとティーペック株式会社が判断した場合を除きます。
- •ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。
- •サービス提供の際の録音、録画、撮影のご要望には原則として応じられません。
- •利用条件や、地域・内容により、ご要望に沿えない場合がありますので、不明点はお問い合わせください。
- ・本サービスは2025年1月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止される可能性があります。

## ニッセイ・ウェルス生命について



ニッセイ・ウェルス生命は、日本生命グループの一員として、

金融機関窓販領域を中心に資産形成・資産承継に資する商品・サービスをご提供しております。

#### ■高品質の金融サービスを提供

当社では、主にシニアマーケットにフォーカスした商品開発に取り組み、金融機関等募集代理店を通じて保険商品を提供するとともに、お客さまが年金や保険金等をお受け取りになるまで、丁寧なアフターフォローを行っています。

これからもお客さまのニーズにきめ細かくお応えする商品・サービスの提供に 努め、お客さまから選ばれ続ける生命保険会社を目指してまいります。

#### 沿革

1907年 「横浜生命保険株式会社」として営業開始

1935年 社名を「板谷生命保険株式会社」と改称

1947年 新会社「平和生命保険株式会社」発足

2000年 社名を「エトナヘイワ生命保険株式会社」と改称

2001年 社名を「マスミューチュアル生命保険株式会社」と改称

2018年 日本生命保険相互会社との経営統合による新体制発足

2019年 社名を「ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社」と改称

2021年 日本生命保険相互会社の完全子会社化

# お客さまへの送付書類のご案内

ご契約成立後は、ニッセイ・ウェルス生命より主に以下の書類をお送りいたします。

ご契約に関する重要な書類となりますので、お手元に届きましたら、内容をご確認のうえ大切に保管 いただきますようお願いいたします。

※掲載している各書類は見本であり、発送時期は通常の場合となります。 なお、記載内容や発送時期等は将来変更されること があります。

ご契約 成立時

#### ●保険証券・生命保険料控除証明書

お申込みから10日目頃までに、ご契約者宛に簡易書留にてお送りします。

▶ ご契約内容が記載されておりますので、 申込内容と相違していないかご確認 のうえ、大切に保管してください。

#### ■保険証券用封筒



#### ●マイナンバー (個人番号) 申告書

ご契約成立の翌月以降に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

※マイナンバーをニッセイ・ウェルス生命にご登録済の場合など、送付の対象外となることがあります。

▶ 必要書類を貼り付けのうえ、ニッセイ・ウェルス生命までご返送ください。

保険 期間中

#### ●ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の前々月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

▶ ご契約の積立金額・解約払戻金額等を ■ご契約状況のお知らせ ご確認いただけます。



#### 掲載書類やお手続きに関するお問合せは



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 0120-001-262

マイナンバー (個人番号) 申告書に関するお問い合わせは上記とは異なります。 0120-825-007

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く)9:00~17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

## WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB 版でご提供 しております。WEB 版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて 閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。 必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB版の特長 ▶ 常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

## WEB版 の閲覧方法

該当商品の「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。



#### スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

#### ■告知コース

#### 指定通貨建終身保険

介護保障あり 介護保障なし 共通



www.nw-life.co.jp/shiori/g43/

## ■無告知コース

介護保障あり



www.nw-life.co.jp/shiori/q44/

指定通貨建特別終身保険

#### 指定通貨建特別終身保険(25)

介護保障なし



www.nw-life.co.jp/shiori/q45/

## ホームページから閲覧する場合

- ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「Gwebb ご契約のしおり・約款」を クリックしてください。
- 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

## **一冊子をご希望のお客さま**

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、 冊子をお送りいたします。お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求 いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。



ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター 00.0120-001-262

受付時間:月~金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00~17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。